

処 分 基 準

令和8年5月22日作成

条 例 名：山口県迷惑行為防止条例
根 拠 条 項：第7条
処 分 の 概 要：事業者に対する指示
原 権 者 (委 任 先)：山口県公安委員会
条例の定め：
処 分 基 準： 別紙「山口県迷惑行為防止条例に基づく指示及び事業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：

別紙

山口県迷惑行為防止条例に基づく指示及び事業停止命令の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山口県迷惑行為防止条例(平成12年山口県条例第47号。以下「条例」という。)第7条及び第8条の規定に基づき、山口県公安委員会が(以下「公安委員会」という。)が条例第6条第1項第1号から第4号までに掲げる行為を事業として行う者(以下「事業者」という。)に指示をする場合における基準及び事業の停止を命ずる場合における量定等の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 条例第7条の規定に基づき、事業者に対し、指示をすることをいう。
- (2) 事業停止命令 条例第8条の規定に基づき、事業者に対し、事業の停止を命ずることをいう。
- (3) 処分事由 事業停止命令を行うべき事由をいう。
- (4) 条例違反行為 条例第6条第1項第1号から第4号までに掲げる行為を行う事業に関し、同条規定又は指示処分若しくは事業停止命令に違反する行為をいう。

(指示処分と事業停止命令との関係)

第3条 指示処分は、事業者の自主的な条例の遵守を促した上、違反状態の是正を図る制度であることから、条例第7条の規定に該当する場合は、原則として指示を行い、当該処分に違反したときに事業停止命令を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、指示を行わずに、直ちに事業停止命令を行うことができる。

- (1) 同種の処分事由に当たる条例違反行為であって悪質なものを短期間に繰り返し行い、又は指導若しくは警告を無視するなど指示によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

- (2) 指示処分の履行期間中において、当該指示には違反していないが、当該指示の処分事由に係る条例違反行為と同種の条例違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある条例違反行為を行い検挙された場合(起訴相当として送致された場合に限る。)
- (4) 事業停止命令の量定(以下単に「量定」という。)がAからEまでに相当する処分事由に当たる条例違反行為を行った場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、条例違反行為の態様が悪質で、県民及び滞在者に著しい迷惑を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

2 事業停止命令を行う場合において条例違反行為の解消等のため必要があるときは、当該事業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

(指示の基準)

第4条 指示を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 比例原則にのっとって行うこと。
- (2) 事業者に過大な負担を課さないものとする。
- (3) 条例違反行為と関連性のあるものとする。
- (4) 1回の違反について1回行うものとする。

(指示の内容)

第5条 公安委員会は、指示を行う場合において、当該条例違反行為を直ちに解消させることが困難であると認めるときは、その態様に応じて必要最小限度の猶予期間を設け、及び必要に応じて違反態様の解消方法を盛り込むものとする。

2 公安委員会は、将来において同種の条例違反行為が行われることを防止するため、履行期間の設定その他の指示を行うものとする。

3 公安委員会は、条例違反行為の態様に応じ、前2項の指示を併せて行い、県民及び滞在者の平穏な生活の保持に資するものとする。

(指示の確認)

第6条 公安委員会は、指示を行った後は、当該指示を受けた事業者が指示の内容に違反していないかどうかを確認するものとする。

(事業停止命令の量定)

第7条 基本的な量定は、別表に定めるところによるものとする。

(事業停止命令の併合)

第8条 処分事由に当たる2以上の条例違反行為について同時に事業停止命令を行う場合は、それらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、基本量定の長期が最も長いものに1.5を乗じた期間を長期とし、基本量定の短期が最も長いものを短期とする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び条例で定める期間を超えないものとする。

(観念的競合)

第9条 2以上の処分事由に該当する一つの条例違反行為について事業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定はそれらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうちの最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

第10条 最近3年間に事業停止命令を受けた事業者に対して事業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該事業停止命令の処分事由について前3条に定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に事業停止命令を受けた回数
の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、条例で定めた期間を超えることができない。

(事業停止命令に係る期間の決定)

第11条 事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として、量定がAに相当するものについて事業停止命令を行う場合は、6月とする。

ただし、処分を軽減すべき事由がある場合は、情状により、2月を下限として6月より短い期間の事業停止命令を行うことができる。

- (2) 量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、別表に定める量定に応じた基準期間(第8条に規定する場合は長期とされる量定に係る基準期間に1.5を乗じた期間を、第9条に規定する場合は長期とされる量定に係る基準期間を、前条に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間に2を乗じた期間を基準期間とする。)によることとする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、情状により、第7条から前条までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

ア 処分を加重すべき事由

- (ア) 最近3年間に同一の処分事由により指示又は事業停止命令を受けたこと。
- (イ) 指示の期間中にその処分事由に係る条例違反行為と同種の条例違反行為を行ったこと。
- (ウ) 条例違反行為の態様が著しく悪質であること。
- (エ) 従業者の大多数が条例違反行為に加担していること。
- (オ) 改しゅんの情が見られないこと。
- (カ) 付近の住民からの苦情が多数あること。
- (キ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
- (ク) 16歳未満の者の福祉を害する条例違反行為であること。
- (ケ) 条例違反行為に関して暴力団員が関与していること。
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、処分を加重すべき事由があること。

イ 処分を軽減すべき事由

- (ア) 他人に強いられて条例違反行為を行ったこと。
- (イ) 事業者(法人にあっては、役員)の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る条例違反行為を防止できなかつたことについて過失がないと認められること。

- (ウ) 最近3年間に処分事由に係る条例違反行為を行ったことがなく、改しゅんの情が著しいこと。
- (エ) 具体的な事業の改善措置を自主的に行っていること。
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、処分軽減すべき事由があること。

別表

事業者の種別	項	違反事項	関係条項	量定
人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供を行う事業	1	客引き行為の禁止違反	条例第6条第1項第1号及び第15条第1項	B
	2	執ような方法による客引き行為	条例第6条第1項第5号及び第15条第1項	B
	3	対償を供与等して、他人に1から2までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第6条第2項及び第14条第1項	A
	4	客引き等の相手方となるべき者を待つ行為の禁止違反	条例第6条第3項	F
	5	指示処分違反	条例第7条	D
	6	事業停止命令違反	条例第8条	A
歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供を行う事業	1	客引き行為の禁止違反	条例第6条第1項第2号及び第15条第1項	C
	2	執ような方法による客引き行為	条例第6条第1項第5号及び第15条第1項	C
	3	対償を供与等して、他人に1から2までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第6条第2項及び第14条第1項	B
	4	客引き等の相手方となるべき者を待つ行為の禁止違反	条例第6条第3項	G
	5	指示処分違反	条例第7条	E
	6	事業停止命令違反	条例第8条	A
異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して飲食をさせる行為（酒類を提供するものに限る、かつ、歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為を	1	客引き行為の禁止違反	条例第6条第1項第3号及び第15条第1項	C
	2	執ような方法による客引き行為	条例第6条第1項第5号及び第15条第1項	C
	3	対償を供与等して、他人に1から2までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第6条第2項及び第14条第1項	B
	4	客引き等の相手方となるべき者を待つ行為の禁止違反	条例第6条第3項	G

除く。)又はこれを仮装したものの提供を行う業務	5	指示処分違反	条例第7条	E
	6	事業停止命令違反	条例第8条	A
人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為(酒類を提供するものに限り、かつ、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為を除く。)を提供する営業又は異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して飲食をさせる行為を提供する営業に関する情報の提供を行う業務	1	利用者を勧誘する行為の禁止違反	条例第6条第1項第4号及び条例第15条第1項	C
	2	執ような方法による利用者を勧誘する行為	条例第6条第1項第5号及び第15条第1項	C
	3	対償を供与等して、他人に1から2までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第6条第2項及び第14条第1項	B
	4	勧誘する行為の相手方となるべき者を待つ行為の禁止違反	条例第6条第3項	G
	5	指示処分違反	条例第7条	E
	6	事業停止命令違反	条例第8条	A

備考 量定の内容は、次のとおりとする。

- 1 A 6月の事業停止命令
- 2 B 2月以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、4月
- 3 C 40日以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、3月
- 4 D 1月以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、2月
- 5 E 20日以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、40日
- 6 F 20日以上4月以下の事業停止命令。基準期間は、1月
- 7 G 10日以上80日以下の事業停止命令。基準期間は、20日